

1

おしえて！広域連合のじょう

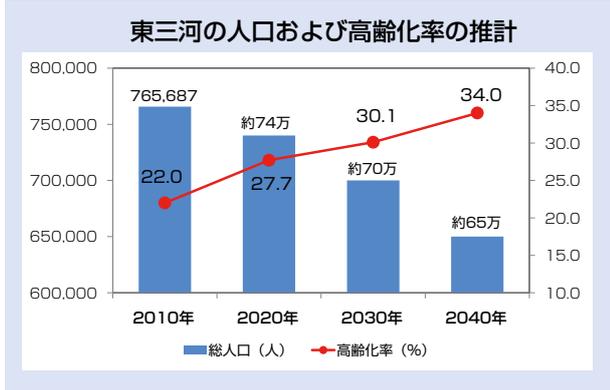
東三河広域連合（仮称）の設立に向けて

Wide Area Union

東三河の現状と今後

東三河は、全国と同様に人口減少・高齢化が見込まれています。

今後は、単独の自治体では対応困難な課題が増加するとともに、地域活力の低下も懸念され、このままでは現状の行政サービス水準の維持さえも難しくなると予想されます。



出典:平成22年国勢調査および「日本の地域別将来人口推計(H25.3)」

広域連合への期待

東三河の将来を見据えて、新たな時代に対応できる持続可能な地域づくりを行うには、一体的に支え合うことができるよう、広域連携を強化する必要があります。

「広域連合(※)」は、個々の市町村の自立と特色を生かしつつ、複数の事業を主体的に実施することができ、国県から事務や権限の移譲を受けられることができる唯一の広域連携体制です。

こうしたことから、東三河8市町村では、これまで以上に広域連携を強化するため、広域連合の設立に合意しました。

※広域連合とは

複数の都道府県や市町村が行政区域にとらわれず広域的な地域づくりや行政サービスの提供などを行うために設置する特別地方公共団体です。

広域連合の設立には、市町村議会の議決と県の許可が必要です。東三河8市町村では、今年度中の設立と平成27年度からの事業開始を目指しています。

広域連合は何をするの

◆**広域連携事業** 広域的な行政課題に対応するため、それぞれの市町村単独では実施が難しい広域連携事業に取り組みます。(例えば、広域観光、広域産業、広域環境・新エネルギー、広域防災など)

◆**権限移譲事務** 県からの権限の移譲を受けて、住民により身近なところできめ細かく質の高いサービスをを行います。(例えば、保健所の運営、児童相談所の運営など)

◆**共同処理事務** 各市町村で行われている事務を共同で処理し、住民サービスの維持向上と効率的な行政による経費の節減を図ります。(介護保険事業、消費生活相談事業)

▼東三河広域協議会 広域連合設立準備室

☎(0532)51局2317

🌐<http://www.east-mikawa.jp/>

▼田原市政策推進課 ☎23局3507

務、障害支援区分認定審査会など6つの事務事業の共同運用を予定しています。申請窓口は各市町村に残すなど、住民負担は増えない方法で行います。)

広域連合は、東三河全体にメリットがあるものを選択して事業を実施します。設立当初は共同処理事務を行い、順次取り組みを広げていく予定です。

住民説明会を開催します

広域連合について、説明会を実施します。どなたでも参加できますので、お近くの会場にお越しください。事前の申し込みは不要です。

●日時・会場

- 9月25日(木)赤羽根市民館 会議室
  - 9月26日(金)渥美文化会館 大会議室
  - 9月30日(火)田原市役所 大会議室
- いずれも午後7時～8時

▶政策推進課 ☎23局3507

